

「復員」と「合祀」の関係について

ポツダム宣言第 9 項は「日本国軍隊ハ完全ニ武装解除サレタル後、各自ノ家庭ニ復帰シ、平和的且生産的ノ生活ヲ営ム機会ヲ得シメラレルヘシ」と兵士の帰還、即ち「復員」謳っています。広辞苑で「復員」の語を引くと「戦時の体制にある軍隊を平時の体制に復し、兵員の召集を解くこと、また、召集を解かれた兵士が帰郷すること」とあります。

国家には戦争の終結に際し、動員した兵士を「復員」させる義務が発生します。復員の対象となるのは生存兵士だけでなく、戦死者も当然含まれます。具体的には遺骨の送還です。

日本政府は遺骨の収集に冷淡であり、海没はともかくとして、収集可能な地域での遺骨を放置してきました。戦死者の魂は靖國神社に招魂され、合祀されているから、それでいいではないかというわけです。

戦死者の魂は靖國神社に「復員」させられていました。国家からの戦死者の個人情報靖國神社への提供は、国家の「復員」業務の一環としてなされたものであり、国家の能動的な行為だということになります。

『世界』の拙稿は、字数の関係もあって、この点について展開出来てはいません。改めて『法と民主主義』2025年6月号で展開するつもりです。